

千葉県ダンススポーツ連盟規約

平成 9年9月20日制定

平成11年4月11日改正

平成13年4月15日改正

平成15年4月20日改正

平成24年4月30日改正

平成25年5月26日改正

平成29年5月14日改正

平成30年5月26日改正

2019年5月25日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、千葉県ダンススポーツ連盟と称する。

2 本連盟の英文名を「Chiba DanceSport Federation」とする。

3 本連盟の通称を「JDSF千葉県ダンススポーツ連盟」とする。

4 本連盟の略称を「JDSF千葉」とする。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を千葉県千葉市に置く。(事務局)

第3条 本連盟は、本連盟の事務を処理するため事務局を置くことができる。なお、事務局に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。

(支部)

第4条 本連盟は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本連盟は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟(以下、「JDSF」という。)定款に基づき千葉県のダンススポーツの統一組織として、ダンススポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達並びに社会貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)オリンピック及び国体につながるスポーツ並びに生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
- (2)千葉県におけるダンススポーツのクラブ、サークル活動の振興
- (3)JDSF公認または承認等の競技会の開催及び支援
- (4)JDSFが行う事業への協力
- (5)公益財団法人千葉県スポーツ協会への加盟及び関連事業の推進
- (6)千葉県所属の会員及び選手等の登録管理
- (7)会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催
- (8)機関誌等刊行物の発行等
- (9)その他、千葉県において本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体及び会員

(加盟団体)

第7条 本連盟の加盟団体は、千葉県内で活動し、本連盟に登録したJDSF認定サークル、JDSF認定サークルで構成される市区町村連盟、及び理事会で承認された団体とする。

(会員)

第8条 本連盟の会員は、前条に規定する加盟団体の会員、及び千葉県所属のJDSF個人登録会員とする。

2 本連盟は、前項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する賛助会員を置くことができる。

(入会)

第9条 本連盟の加盟団体になろうとするものは、所定の加盟申請書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。

2 会員は、本連盟を通じてJDSFへ会員登録を行い、JDSF所定の年度会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1)退会

(2)死亡

(3)会費の未納

(4)除名

2 前項により資格を喪失した場合は、JDSFの正会員あるいは一般会員の資格も喪失する。

3 第1項第4号の除名は次の場合とし、本連盟理事会において決定した後、JDSF定款に従って決定される。

(1)JDSF定款または本連盟の規約に違反したとき

(2)JDSFまたは本連盟の名誉を著しく傷つけ、または目的に違反する行為があったとき

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 総会

(総会)

第12条 本連盟は、最高決議機関として総会を置く。

2 総会は、会員の代表(以下、「代議員」と称する。)で構成する。

3 代議員は、本連盟の加盟団体から及び個人登録会員選任された者とし、その人数等は別途定める。

(総会の決議事項)

第13条 総会は、次の事項について付議する。

(1)理事及び監事の選任又は解任

(2)事業報告書、収支決算書、貸借対照表又は財産目録の承認

(3)事業計画書及び収支予算書の承認

(4)規約の変更及び代議員選出方法の変更

(5)解散及び残余財産の処分

(6)その他理事会が必要と認めた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎会計年度終了後2ヶ月以内に1回開催する。ただし、理事会が必要と判断した場合は臨時総会を開催することができる。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、3分の1以上の代議員から会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して要求があった場合には、速やかに総会を招集しなければならない。

- 3 本規約に反して、総会が正常に開催されない状態が続いた場合は、JDSF加盟団体規程に基づきJDSFが臨時の総会を招集できるものとする。
- 4 総会を招集するには、総会の前二週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長と議事録署名人は、当該総会において出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

- 2 代議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本連盟に提出しなければならない。
- 3 当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び当該加盟団体の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。(決議)

第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した当該代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 役員の解任
- (2) 規約の変更
- (3) 解散又はJDSFからの脱退

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第20条 本連盟は、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上 30名以内
- (2) 監事 2名以上 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、その他必要に応じて役職理事を置くことができる。(役員の選出)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び役職理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は2名以内とし、かつ同様の関係者の総数は理事総数の30%を超えてはならない。
- 5 監事の中に、他の監事若しくは理事と親族その他特別の関係にある者が含まれてはならない。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、本規約及び総会議決に基づき、本連盟の業務を執行する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。
- 3 役職理事は、会長の指示する業務を行い、会長に事故あるとき、または欠けたときは、予め理事会が指名した順序で、その職務を代行する。

(監事の職務)

第23条 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本連盟の財産の状況を監査すること。

3

- (2) 理事会に出席するなどして、理事の業務執行の状況を監査すること。

- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを理事会、総会又はJDSFに報告すること。

(役員の任期)

第 24 条 本連盟の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の集結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 役員は、再任されることができる。

(名誉役員)

第 25 条 本連盟は、名誉役員を置くことができる。

2 名誉役員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 会長は、名誉役員を理事会等に出席させることができる。

第6章 理事会

(理事会)

第 26 条 本連盟は、理事会を置き、すべての理事を持って構成する。

2 理事会は、次の職務を行う。

(1)本連盟の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長及び役職理事の選任並びに解職

3 理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長は会長とする。

4 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

5 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、議事録を作成する。

(加盟団体の管理)

第 28 条 本連盟の加盟団体に関する報告等は、別に定めるところによる。

2 本連盟理事会は、本連盟加盟団体の活動に不整合がある場合はJDSFに報告するものとする。

3 本連盟理事会は、前項の加盟団体についてJDSFと協力して監査を行い、改善等を指導できるものとする。

第7章 専門部及び専門委員会

(専門部及び専門委員会)

第 29 条 本連盟は、業務遂行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき専門部及び専門委員会を置くことができる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第 30 条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産及び会計の管理)

第 31 条 本連盟は、別途定める会計処理規程により、資産及び会計を適切に処理し管理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

4

第 32 条 第13条第3号に規定する本連盟の書類については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 第13条第2号に規定する本連盟の書類については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監

査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(書類の保管)

第 34 条 会長は、本規約第19条、第27条、第32条、第33条の書類及び役員名簿を第2条に規定する事務所に別に定める期間据え置くものとする。

第9章 表彰

(表彰)

第 35 条 本連盟は、理事会の議決を経て、本連盟の発展に尽力し功績があった個人及び団体を表彰することができる。

第 10 章 JDSF正会員及びJDSFへの報告

(JDSF正会員)

第 36 条 本連盟は、JDSF正会員選出規則により選挙管理委員会を設置し、JDSF正会員を選出する。

(JDSFへの報告)

第 37 条 本連盟理事会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、及び本規約第13条第2号及び第3号の書類をJDSFに報告するものとする。

2 臨時総会を行った場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料をJDSFに報告するものとする。

第 11 章 他団体への加盟、規約の変更及び解散等

(他団体への加盟)

第 38 条 本規約第6条第5号に規定する団体以外の団体に加盟する場合は、JDSFの承認を得るものとする。

(規約の変更)

第 39 条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。ただし、事前にJDSF加盟団体規程に定められた手続を経なければならない。

(解散若しくはJDSFからの脱退)

第 40 条 本連盟が、解散又はJDSFから脱退する場合は、総会にて決議するほか、次の第1号又は第2号のいずれかの手続を経るものとする。

(1)本連盟会員総数の4分の3以上の賛成

(2)JDSF理事会の承認

2 本会が解散する場合、財産は上部団体又は総会で予め定められた類似の団体に寄付するものとする。

第 12 章 補則

(委任)

第 41 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成9年9月20日から施行する。ただし、平成9年度について、役員任期及び会計年度は、平成9年9月20日に始まり、平成10年3月31日をもって終わりとする。

附 則

この規約は、平成11年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月1日から施行する。JDSF公益社団法人化に伴い全面改定

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、2019年5月25日から施行する。